

糸島市住まいの相談センター規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき会員のために必要な共同事業を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、併せて市民のゆとりある生活環境づくりに貢献することを目的とする。

(名 称)

第2条 糸島市住まいの相談センター（以下、「センター」）と称する。

(事業区域)

第3条 本センターの事業区域は、糸島市及びその周辺の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本センターは、事務所を糸島市商工会館に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 本センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民のための建設工事及び付帯工事、センター会員の業務に属する事項の受付及び紹介。
- (2) 地域住民の利便をはかるための情報の提供。
- (3) センター会員の事業に関する経営及び技術の改善向上、及び知識の普及を図るための教育・情報の提供。
- (4) センター会員の業務拡大のためのPR活動。
- (5) 前各号に付帯する事業。

第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 センター会員たる資格を有する者は、次の各号要件を備える者とする。

- (1) 糸島市商工会の会員であること。
- (2) 原則として、糸島市内に事業所を有し、受注は自社で管理する業者であること。

(入 会)

第7条 センター会員たる資格を有する者は、本センターに入会申込書（様式1）を提出し、センター会員の1名以上の紹介があれば役員会の承認を得て、センターに入会することができる。

2 前項の承認を得た者は、入会金及び会費を払込みしなければならない。

(脱 退)

第8条 センター会員は、あらかじめ本センターに通知したうえ退会することができる。

2 前項の通知は、60日前までにその旨を記載した書面又は脱退届（様式2）でしなければならない。

3 紹介工事が完了し、引渡し終了後60日を経過するまでは退会することができない。

4 センター会員が糸島市商工会を脱退した場合は、第6条1項の規定に基づきセンター会員の資格を失う。

(除 名)

第9条 本センターは、次の各号の一に該当するセンター会員を役員会の議決により除名することができる。この場合において、センターはその総会の会日の7日前までにそのセンター会員に対しその旨を通知し、かつ、役員会において弁明する機会を与えるものとする。

会費の払込みを3ヶ月以上、紹介手数料の支払い、その他本センターに対する義務を怠ったセンター会員。

(1) 本センターの事業を妨げ、又は妨げようとしたセンター会員。

(2) 本センターの事業の利用について不正の行為をしたセンター会員。

(3) 犯罪その他信用を失う行為をしたセンター会員。

(4) 施主に対して著しい不利益をあたえたセンター会員。

(入会金及び会費)

第10条 センター会員は規約において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

(手数料)

第11条 センター会員は、本センターの紹介により工事を受注、施工した時は別に定める手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数は総会で定める。

(役員)

第12条 センターに次の役員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 2名
- (3) センター理事 4名以内
- (4) センター会計 1名
- (5) センター監事 1名

(顧問・相談役)

第13条 本センターに顧問・相談役を置くことができる。

(役員等の選出)

第14条 センター理事、センター監事はセンター会員の中より選出し、総会の承認を得る。

- 2 センター長、副センター長、センター会計は役員会において互選し、総会の承認を得る。
- 3 顧問及び相談役は役員会の議決を得てセンター長が委嘱する。

(職務)

第15条 センター長は本センターを代表し会務を統括する。

- 2 副センター長は会務を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 センター理事は会務を処理し、センター長及び副センター長を補佐する。
- 4 センター会計はセンターの会計事務を処理する。
- 5 センター監事は会計及びセンターの運営状況を監査する。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

但し、センター長の再任は、連続3期6年までとする。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員としてふさわしくない行為のあったときは役員会の議決により解任することができる。

第5章 会 議

(会 議)

第18条 会議は総会及び役員会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構 成)

第19条 総会はセンター会員をもって構成する。

2 役員会はセンター長、副センター長、センター理事、センター会計をもって構成する。

(議決事項)

第20条 総会はこの規約の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、収支予算の決定。
- (2) 事業報告、収支決算の承認。
- (3) その他、本センターの運営に関する重要なこと。
 - 2 役員会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他本センターの運営に関する重要なこと。

(招 集)

第21条 通常総会は毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内にセンター長が招集する。

- 2 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときにセンター長が招集する。尚、会員の請求による場合は、その日から1ヶ月以内の期日を定めるものとする。
- 3 役員会の必要があるときはセンター長が招集する。
- 4 総会を招集するにはセンター会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長はセンター会員の中から選任する。

2 役員会の議長はセンター長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 会議はこれを構成するセンター会員又は役員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 会議の議事は出席センター会員又は役員の過半数の同意をもって決し、可否

同数のときは議長の決するところによる。

(書面決議)

第25条 やむを得ない理由のために会議に出席できないセンター会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決をすることはできない。この場合第23条、第24条の規約の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時、場所
- (2) センター会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席したセンター会員又は役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項

(事業年度)

第27条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第28条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は規程で定める。

附 則

(実施の時期)

この規約は、平成30年1月24日から施行する。尚、設立時の役員任期は、規約の規定に拘らず平成30年3月31日までとする。

一部改正 令和5年6月24日

一部改正 令和6年6月22日